（様式例１－１：教育内容（学校））

○○発○第○号

令和○年○月○日

中国四国厚生局長　殿

　　　　　　　　　　（設置者名称）

　　　　　　　　　　　　　　　（代表者の職名及び氏名）

栄養士養成施設内容変更承認申請書

　標記について、栄養士法施行令第12条第１項の規定に基づき、別紙書類を添えて申請します。

栄養士養成施設の内容変更について

１　養成施設の名称注１） ○○○○

２　養成施設の所在地注２） 　　　　○○○○

３　設置者の名称 ○○○○

４　変更事項 　　　　　　　　教育内容ごとの単位数又は履修方法

５　変更年月日 　　　　令和○○年○月○日

６　変更理由注３）　　　　　　　　 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

　　　　　　　　　　　　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

　　　　　　　　　　　　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

７　変更内容

（別添１）新旧対照表

（別添２）変更概要の詳細

○添付資料

・学則（管理栄養士養成課程の教育内容又は履修方法が確認できる書類）注４）

（注）

１　養成施設の名称は学則に明示された栄養士養成施設の名称を記載すること。

　養成施設の名称変更を伴う内容変更承認申請については、現名称にて申請すること。

なお、名称変更があったときは、１ヶ月以内にその旨を届け出ること（栄養士法施行令第14条）。

２　所在地は、丁目　番　号を正確に記載すること。

３　変更に至った理由を記載すること。なお、各科目の変更に関する具体的な理由については、「（別添２）変更概要の詳細」に記載すること。

４　栄養士養成課程の教育内容ごとの単位又は履修方法を学則に明記していない場合は、明記されている書類（履修規程等）も提出すること。

新旧対照表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 栄養士法施行規則の規定 | 旧 | 新 | 変更概要注２） |
| 教育内容 | 単位数 | 科目名 | 単位数 | 科目名注１） | 単位数 |
| 講義又は演習 | 実験又は実習 | 講義又は演習 | 実験又は実習 | 講義又は演習 | 実験又は実習 |
| 専門分野 | 社会生活と健康 | 4単位以上 | 4単位以上 |  |  |  |  |  |  | 新設 |
|  |  |  |  |  |  | 削除 |
| (小計) | 0 | 0 | (小計) | 0 | 0 | 名称変更 |
| 人体の構造と機能 | 8単位以上 |  |  |  |  |  |  | 科目の統合 |
|  |  |  |  |  |  | 科目の分割 |
|  |  |  |  |  |  | 単位数の変更 |
| (小計) | 0 | 0 | (小計) | 0 | 0 |  |
| 食品と衛生 | 6単位以上 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| (小計) | 0 | 0 | (小計) | 0 | 0 |  |
| 専門分野 | 栄養と健康 | 8単位以上 | 10単位以上 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| (小計) | 0 | 0 | (小計) | 0 | 0 |  |
| 栄養の指導 | 6単位以上 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| (小計) | 0 | 0 | (小計) | 0 | 0 |  |
| 給食の運営 | 4単位以上 |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| (小計) | 0 | 0 | (小計) | 0 | 0 |  |
| 合計 | 36以上 | 14以上 | 合計 | 0 | 0 | 合計 | 0 | 0 |  |

※給食の運営に係る校外実習注３）

（注）

１　栄養士課程の指定科目のみの一覧にすること。

２　変更概要は、各事項（新設、削除、名称変更、科目の統合、科目の分割、単位数の変

更）から１つ選択して記載すること。

記載時には、以下の点に留意すること。

・授業内容が変わる場合及び単位を変更する場合は、「新設」または「削除」。

・旧科目の授業内容を新科目に引き継ぐ場合は、「名称変更」。

・旧科目２科目以上の単位を変えず統合する場合は、「科目の統合」。

・旧科目の単位数を変更せず分割する場合は、 「科目の分割」。

３「給食の運営」に係る校外実習を行う科目の名称の後に「※」を付けること。

４　開設する授業科目の数に応じ、適宜行数を増減して作成すること。

|  |
| --- |
| 変更概要の詳細 |
| 新設、名称変更、科目の統合、科目の分割、単位数の変更、削除する科目  |
| 科目名 | 理由及び授業概要注１） |
| 新設する科目名 | 〇〇について、〇〇のため新設する。 |
| 削除する科目名 | 〇〇について、〇〇のため削除する。なお、削除しても教育内容ごとの教育目標は満たしている。 |
| 名称変更する科目名 | 〇〇について、〇〇のため名称変更する。なお、名称を変更しても授業内容に変更はない。 |
| 注２） |  |

（注）

１　科目について、理由及び授業概要を記載すること。

名称変更する場合、旧科目の授業内容と変わらない旨の説明を記載すること。

　削除する科目について、削除しても教育内容ごとの教育目標を修得できるかの説明を記載すること。

なお、授業内容について、シラバスを添付しても構わない。

（参考）

栄養士法施行令の一部を改正する政令等の施行について

（平成13年９月21日健発第935号厚生労働省健康局長通知）

２　授業科目の数に応じ、適宜行数を増減して作成すること。